

第2次相生市 都市計画マスタープラン 概要版

いつまでも住み続けたい、活力あふれるまち

相生市

目 次

I 都市計画マスタープランとは	1
II 全体構想	
目指すべき都市像	2
都市づくりのテーマ	2
都市づくりの課題	2
将来の都市構造	3
分野別方針	4
III 地域別構想	
地域区分の考え方	7
地域別まちづくりの方針	8
IV 都市づくりの推進方策	
協働によるまちづくりの推進	14
都市計画マスタープランの進行管理	14

I

都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランの位置づけ

「都市計画マスタープラン」は、平成4年6月の都市計画法改正により創設されたもので、市民に一番身近な自治体である市が目指すべき都市像を市民の皆さんと一緒に考えながら、目指すべき都市像、整備方針等を明確にし、行政と市民がこれを共有しながら実現していくことを目的として策定するものです。

策定の背景

「相生市都市計画マスタープラン」は、平成9年10月に策定しました。

その後の社会経済状況は、少子高齢化の進行や情報社会の到来、地方分権の進展など大きく変化し、都市構造、行財政構造などに変化が生じるなど、右肩上がりの成長社会から成熟社会への転換を踏まえた経済・社会システムの見直しが求められています。

このような社会状況の変化から、相生市都市計画マスタープランの見直しを行ったものです。

目標とする年次

「都市計画マスタープラン」の目標年次は、20年後の平成48年(2036年)としますが、硬直化した計画とならないよう、計画の進行管理を行いつつ、10年ごと又は社会情勢が大きく変化したと認められる時点で見直しを行うこととします。

対象範囲

「相生市都市計画マスタープラン」の対象範囲は、相生市は全域が都市計画区域に含まれることから、相生市全域とします。

都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、次のような役割を持ちます。

将来都市像の提示

本市の特性を踏まえながら、将来の目標となる具体的な都市像を示します。

都市計画施策の提示

将来都市像を実現するための都市計画施策を示すとともに、個別の都市計画相互の調整を図ります。

個別の都市計画の指針

個別の都市計画を決定・変更する際の指針となります

協働によるまちづくりの指針

まちづくりに関わる市民と行政の適切な役割分担のもとに、市民と行政が協働で進める方向を示します。

II

全体構想

目指すべき都市像

いつまでも住み続けたい、活力あふれるまち

恵まれた自然と都市機能を活かしつつ、住環境が整い、快適に末永く暮らし続けたいと思うまち、そしてにぎわいと活力あふれるまちづくりに取り組み、未来の世代に引き継ぐ、持続可能な定住性の高いまちづくりを目指すものです。

市の活力向上、 まちのにぎわいづくり

既存の工場や商業・業務施設、港湾などの産業基盤を活用しつつ、一部では新たな展開も図りながら、市の活力向上とまちのにぎわいづくりを進めます。

持続可能で良好な 住環境、集落環境づくり

地区の特性に応じた持続可能で良好な住環境・集落環境づくりなどにより、人口の誘引・定着につながる環境を整えるとともに、全ての人にとって便利で快適に暮らし続けられるまちづくりを進めます。

地域資源・ストックの 有効活用

海と山とが近接する豊かな自然環境、伝統・文化資源など、相生市固有の様々な地域資源を活用した魅力的なまちづくりを進めます。また、既存の都市基盤等の適切な維持・更新をしつつストック活用を重視したまちづくりを進めます。

都市づくりのテーマ

都市づくりの課題

<都市づくりの課題>

<都市づくりのテーマ>

市の活力向上、まちのにぎわいづくり

持続可能で良好な住環境、集落環境づくり

地域資源・ストックの有効活用

(1)人口減少・高齢化の進行への対応

(2)都市のにぎわいと活力の創出

(3)地域特性に応じた土地利用形成

(4)持続可能な都市環境の実現

(5)まちの安全・安心の確保

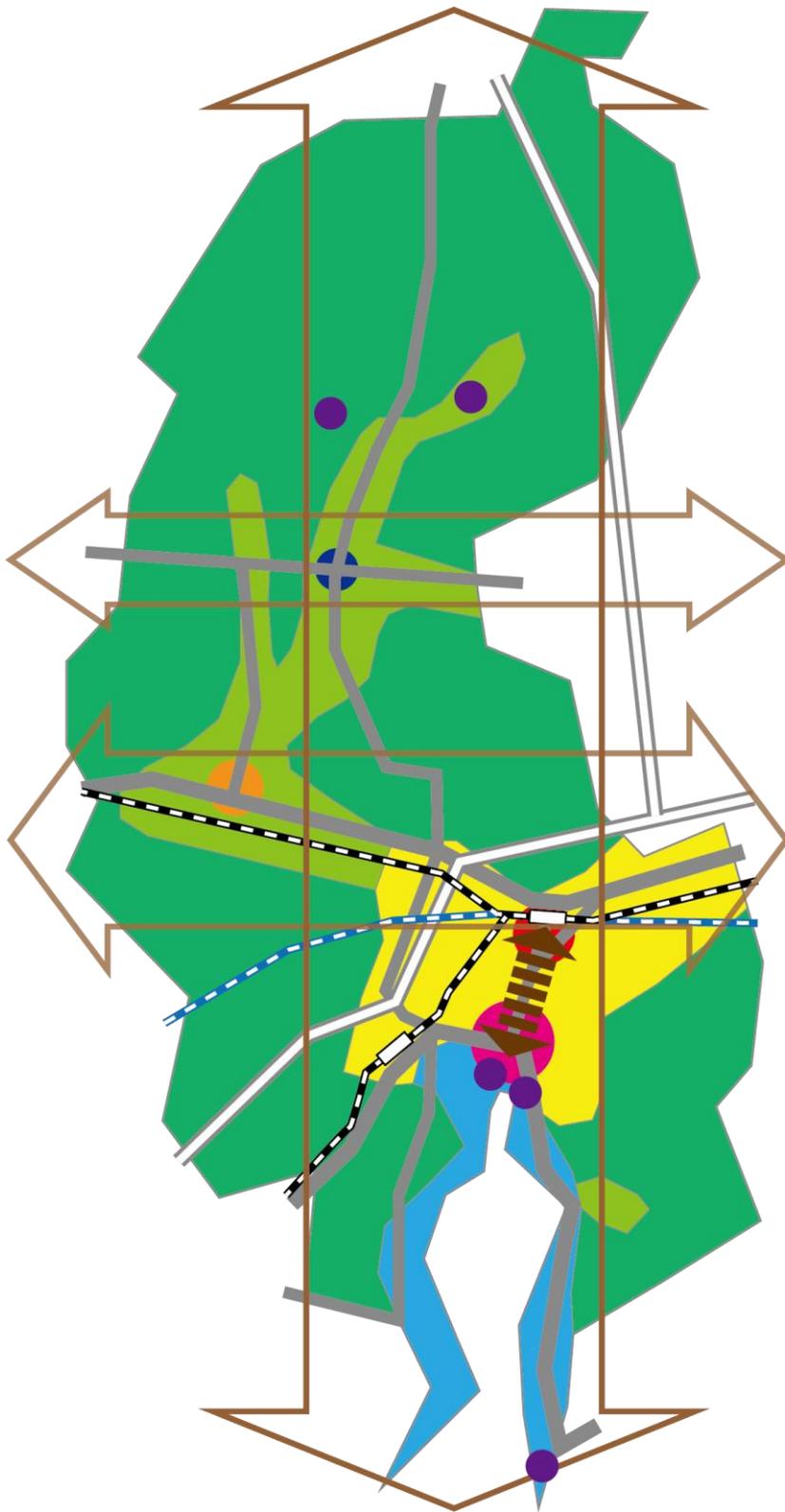
(6)「市民」「企業」「NPO・まちづくり団体」「行政」の参画と協働の推進

基本的な
考え方の課題

具体的な都市づくりの
課題

担い手、主体の
課題

将来の都市構造

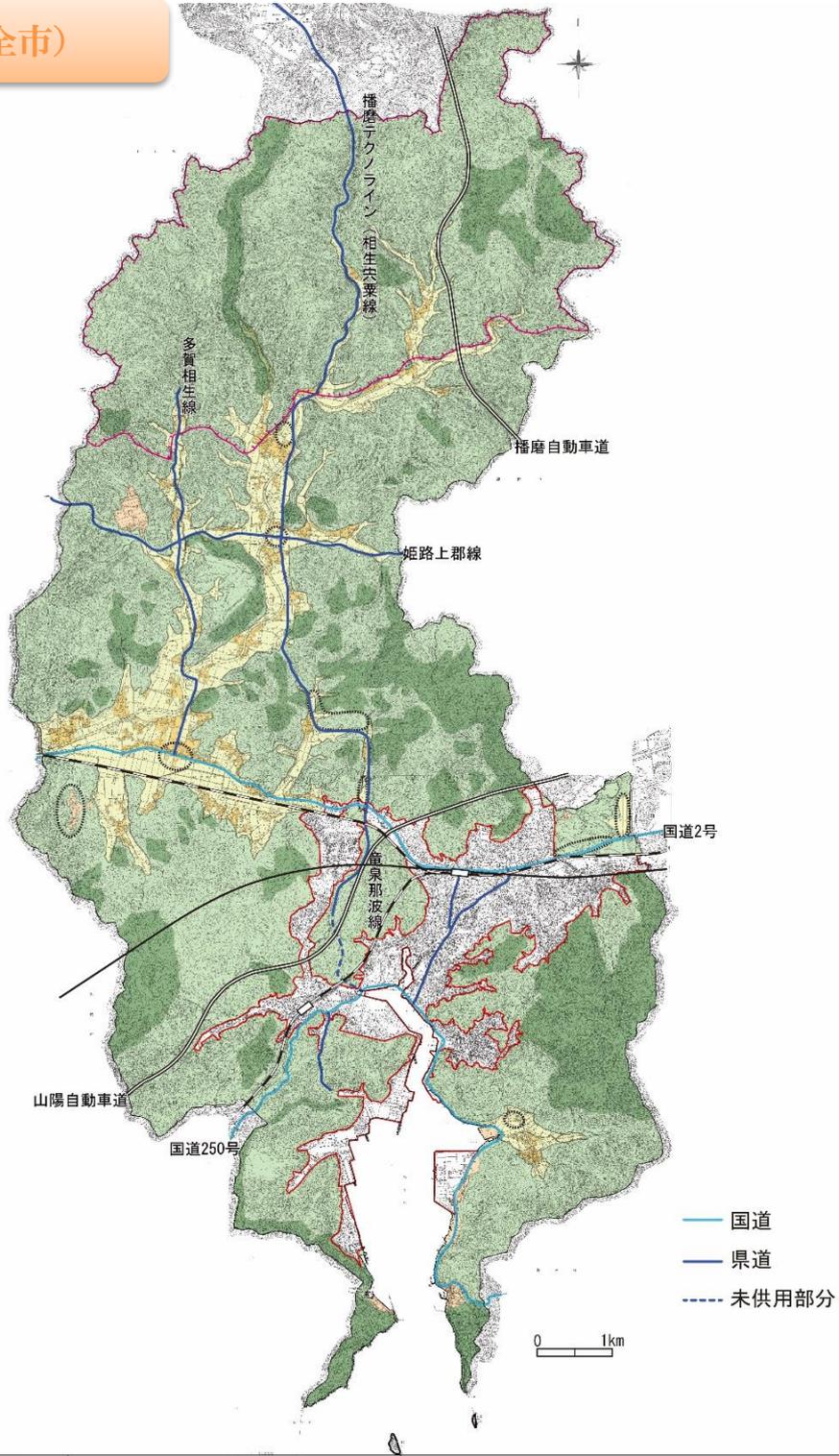


区分	凡例	要素	機能と方向性
拠点		中心都市拠点	都市機能が集積し、質の高い都市的サービスを提供する拠点
		都市拠点	本市及び播磨科学公園都市、西播磨地域の広域的な玄関口としての拠点
		中心地域拠点	地域の活力向上、都市部と農村部の交流等を支える拠点
		地域拠点	地域住民の日常生活、地域活動等を支える拠点
		交流拠点	地域資源等を活かした観光・文化を通じた交流などを支える拠点
軸		都市連携軸	中心都市拠点と都市拠点を結び両拠点間の連携強化を図る軸
		交流連携軸	市内外の東西・南北を結ぶ国道・県道を連携軸として機能の強化を図る軸
ゾーン		緑のゾーン	西播丘陵県立自然公園を含む山林等を貴重な自然環境として保全するゾーン
		市街地ゾーン	行政・公共サービス、商業・業務など様々な機能を有する市街地のゾーン
		沿岸ゾーン	工業、水産業、海洋レクリエーションの場として活用を図りつつ、瀬戸内海国立公園を含む海岸等の豊かな自然環境の保全を図るゾーン
		田園集落ゾーン	農地については、農業生産の場として保全・活用を図りつつ、集落については、生活基盤の維持管理を通じて持続可能な集落環境の保全を図るゾーン

- 高速道路・自動車専用道路
- 国道
- 県道
- 鉄道・JR在来線
- 鉄道・山陽新幹線

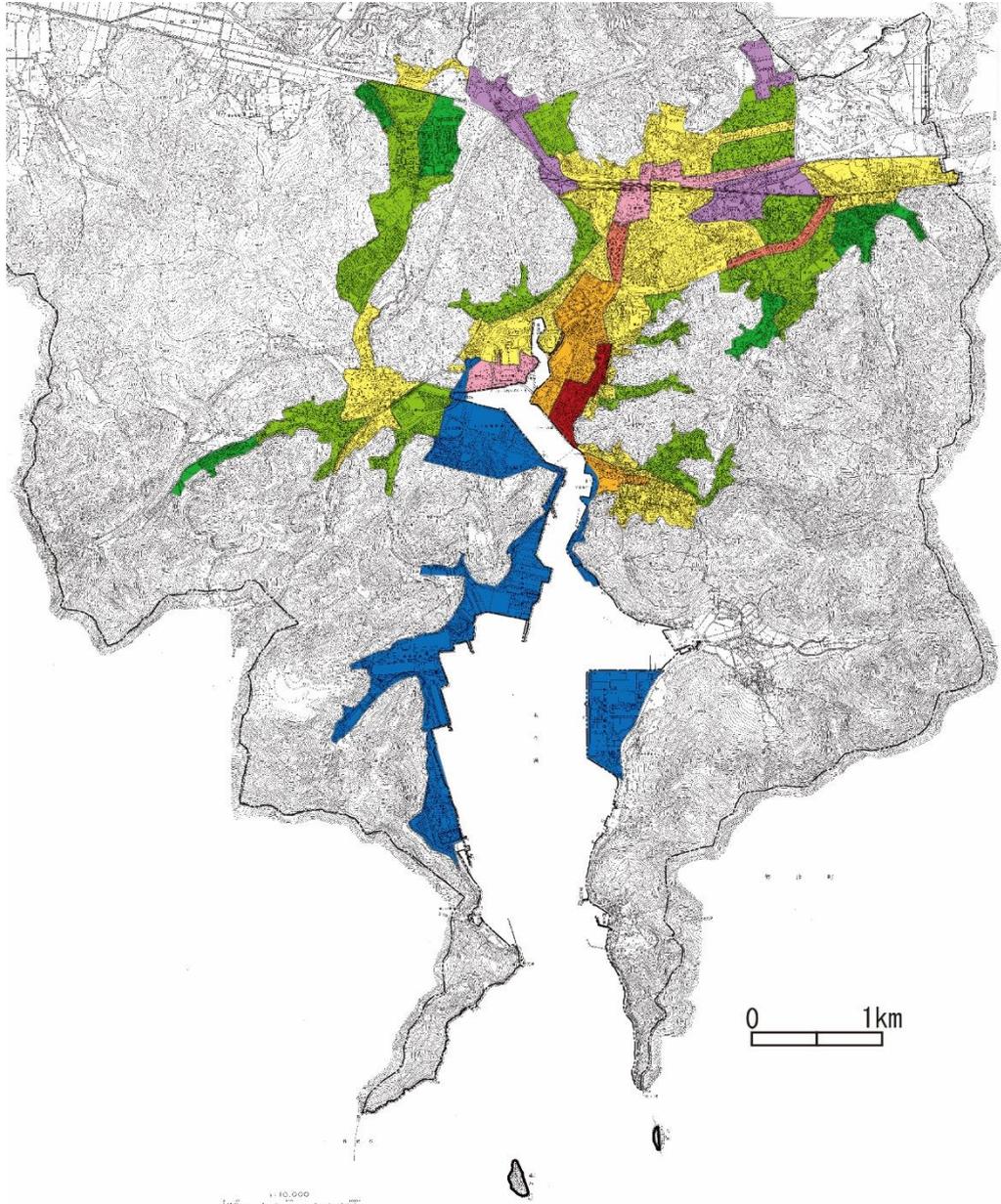
分野別方針

土地利用方針図(全市)



土地利用区分	土地利用の基本方針
■ 保全区域	森林、里山等良好な自然環境の保全を図る区域(自然公園区域の特別地域、国立公園、保安林)
■ 森林区域	森林が持つ多面的機能の発揮を図る区域(保全区域を除く森林の区域)
■ 農業区域	農業の振興を図る区域(農業振興地域)
■ 集落区域	既存の住宅を中心に良好な生活環境の保全と創造を図る区域
■ 特定区域	地域の活性化を図り、一定の開発を計画的かつ適正に誘導する区域
■ 市街化区域	既存市街地として計画的な市街化を図る区域
■ 自然公園区域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある区域

土地利用方針図(市街化区域)



土地利用区分	土地利用の方針
【商業業務系地区】	
商業業務地区	都市機能施設の立地誘導を図る地区
商業交流地区	商業施設と交流施設の連携やにぎわい形成を図る地区
沿道サービス地区	沿道のにぎわい形成を図る地区
【住居系地区】	
低層専用住宅地区	戸建て住宅を中心とする良好な住環境の形成を図る地区
中低層専用住宅地区	中低層の住宅を中心とする良好な住環境の形成を図る地区
住居系市街地地区	便利で快適な住居系市街地の形成を図る地区
住商調和地区	住宅と多様な生活利便施設が複合する市街地の形成を図る地区
【工業系地区】	
工業集積地区	大規模事業所など工業施設の集積を図る地区
住工調和地区	住環境に配慮しつつ、工業施設等の立地誘導を図る地区

都市施設の整備方針

■交通基盤及びネットワーク

- 国道2号の4車線化、県道竜泉那波線（都市計画道路西部幹線）の推進、国道250号（都市計画道路相生赤穂線）の歩行者用空間の確保
- 都市計画道路について整備検討
- 道路全般について道路施設や橋梁等の長寿命化
- 生活道路、通学路等の交通安全施設の整備
- 交通不便地域の地域住民の移動手段の確保

■公園・緑地

- ユニバーサルデザイン化など利用者のニーズに対応した施設整備の促進
- 老朽化が進む施設・遊具などについては、更新・撤去・長寿命化
- 森林の適切な維持管理、無秩序な開発を防止
- 豊かな自然を活かした観光・レクリエーション、景勝地などとしての活用

■下水道及び河川

- 公共下水道施設の更新や長寿命化の推進
- 過去の浸水被害地域については、雨水管渠整備による対策
- 「ながす」「ためる」「そなえる」を組み合わせた総合的な治水対策の促進

■その他の公共施設

- 公共施設の再整備等について検討
- 高齢者施設等の配置を検討

景観形成の方針

- 主要な道路の修景整備の促進
- 田園・山間部地域は農地と山林が調和した田園景観の保全

市街地整備及び住環境形成の方針

- 点在する低・未利用地は、地区の特性に応じた宅地化などの土地の有効活用
- 中心地域拠点・地域拠点において生活利便施設等を誘導
- 良好な住環境を保全するため、地区計画等のルールづくり
- 集落においてU・I・Jターン者の支援
- 老朽化した市営住宅の更新の検討

都市防災の方針

- 密集市街地において適切な規制・誘導
- 洪水、高潮等による災害を防止するため、河川、港湾、海岸施設等の適切な維持管理
- 土砂災害の危険な箇所について、避難体制等のソフト対策や砂防堰堤工整備、急傾斜地対策整備を推進

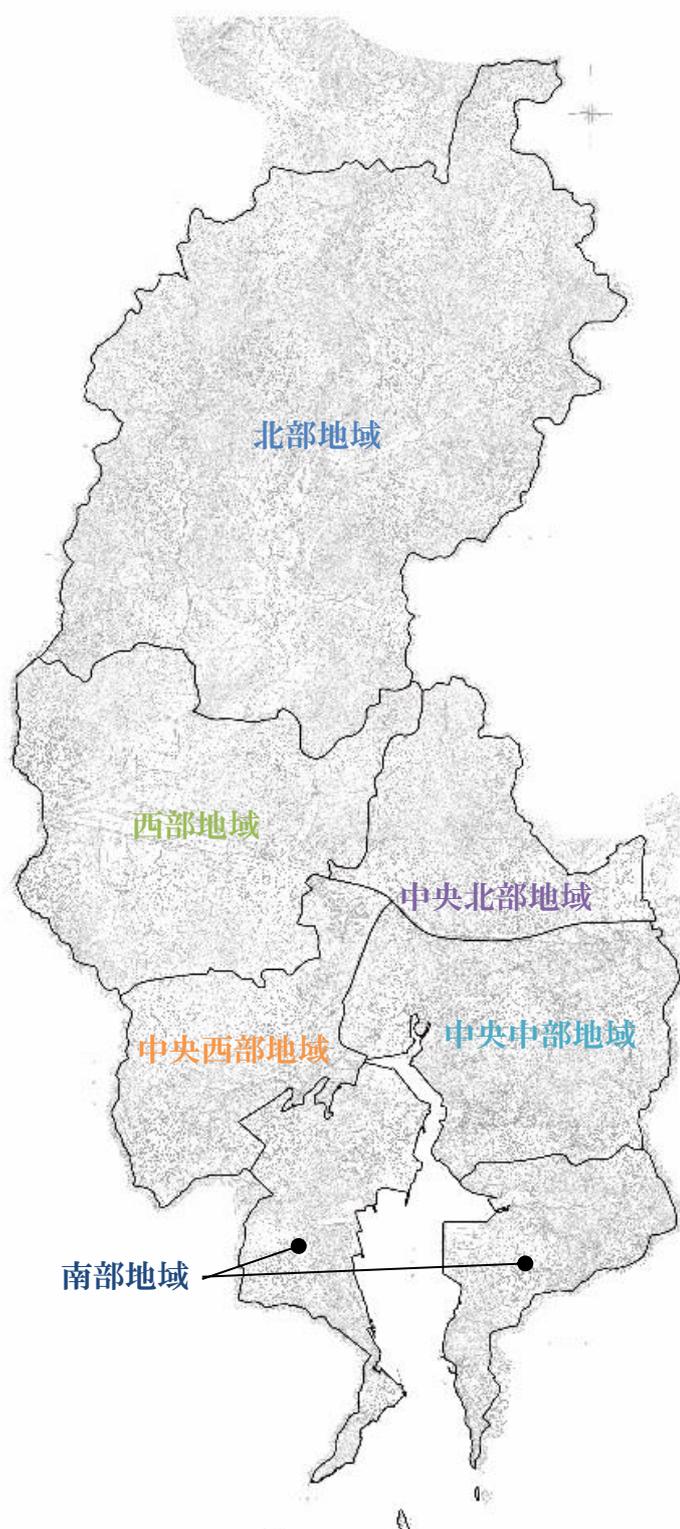
Ⅲ

地域別構想

地域区分の考え方

地域区分は、相生市国土利用計画の地域区分を基本として、都市計画の指定状況、地域のまとまりなどの特性を勘案して、次の6地域に区分します。

- (1) 中央中部地域
- (2) 中央西部地域
- (3) 中央北部地域
- (4) 南部地域
- (5) 西部地域
- (6) 北部地域



地域別まちづくりの方針

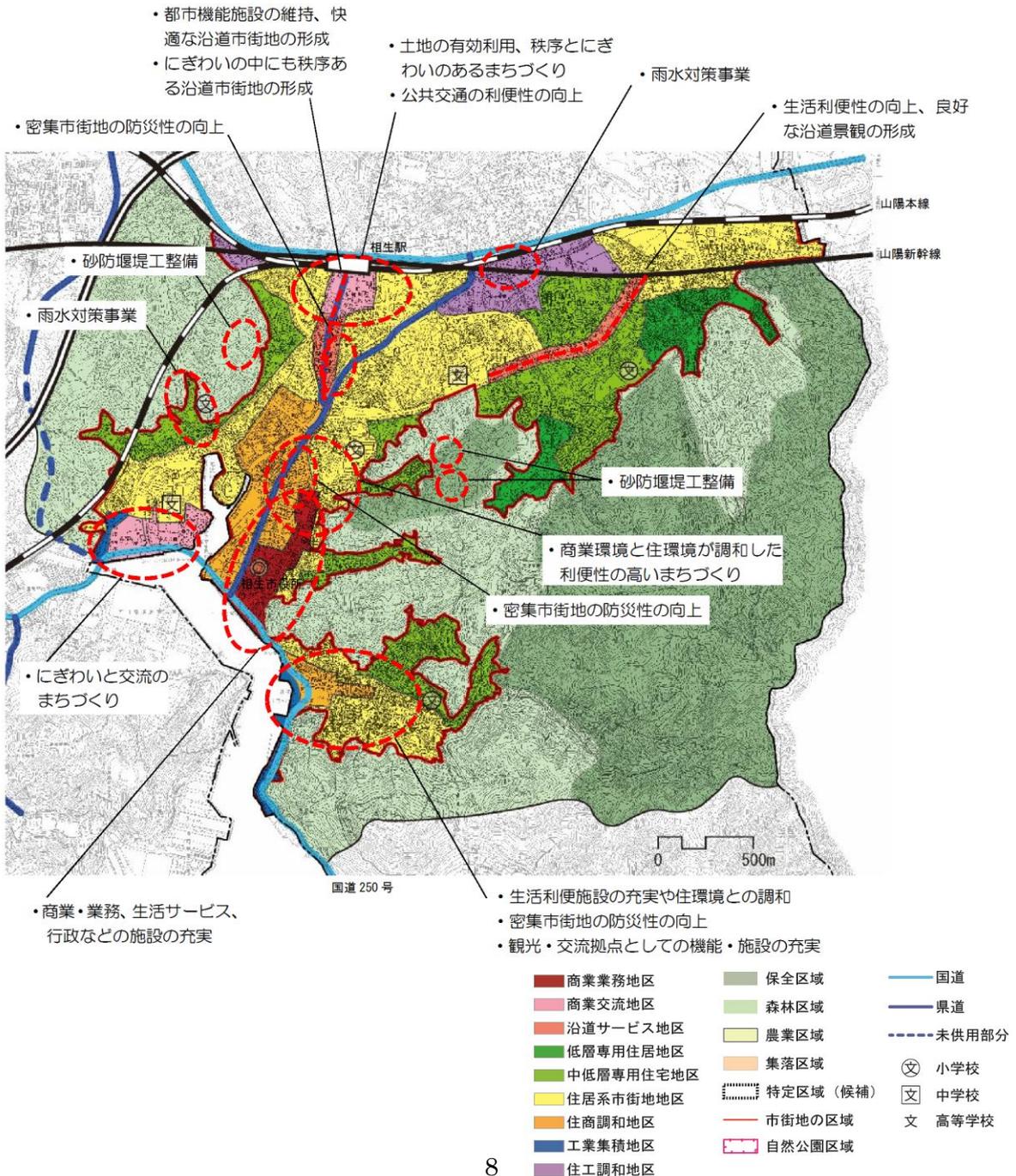
(1) 中央中部地域

まちづくりのテーマ 魅力とにぎわいのある中心市街地のまちづくり

市役所周辺の中心都市拠点及び相生駅周辺の都市拠点において都市活動を支える便利な市街地を形成するとともに、それら拠点を結ぶ都市連携軸ではにぎわいあるまちづくりを進めます。併せて、文化会館、

ペーロン海館など、海辺の観光資源を活かした観光・交流を振興し、本市の中心市街地にふさわしい魅力とにぎわいのあるまちづくりを進めます。

まちづくり方針図（中央中部地域）



(2) 中央西部地域

まちづくりのテーマ

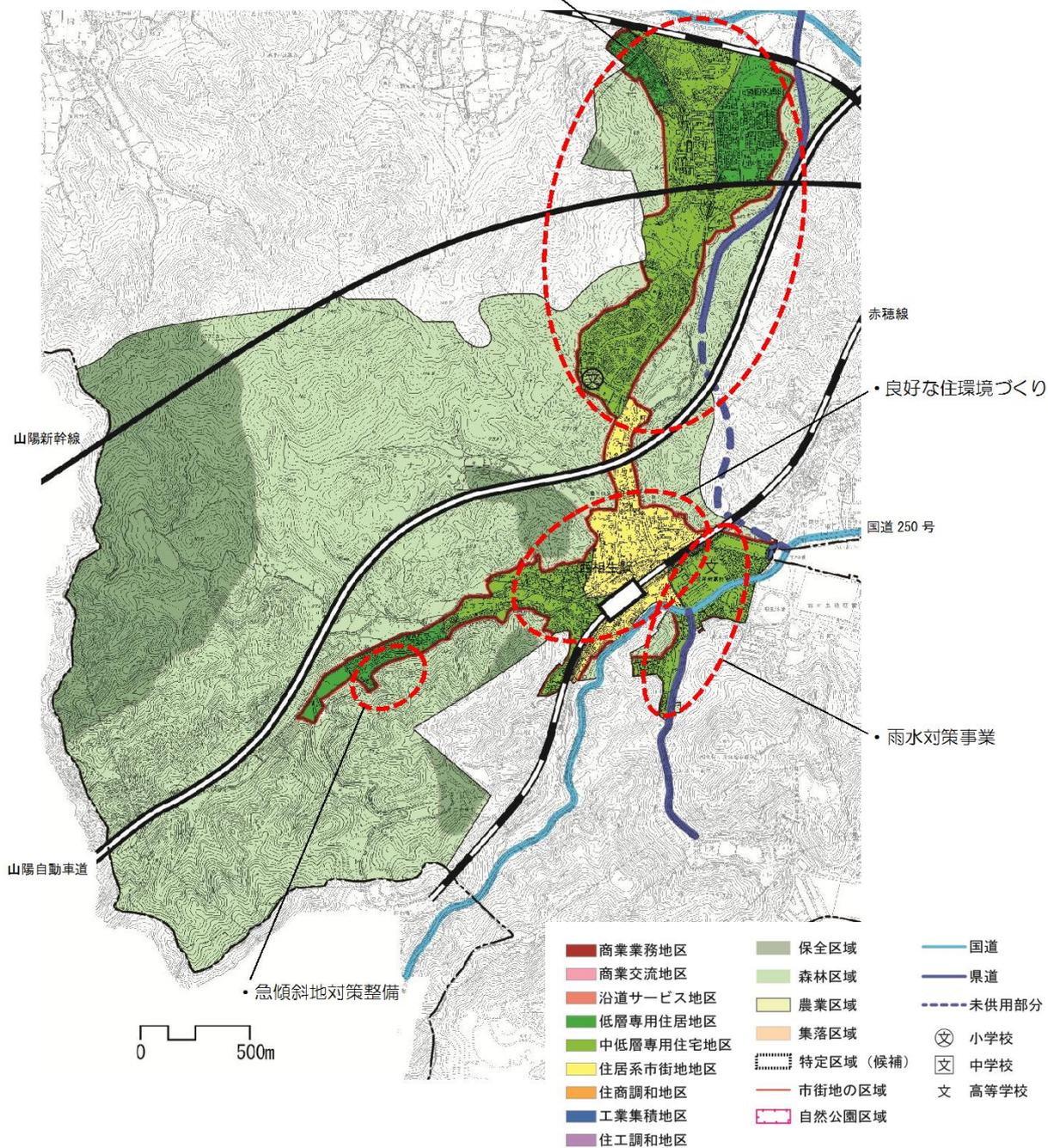
緑ゆたかで利便性の高い快適な住宅地のまちづくり

幹線道路の整備により地域の骨格を形成するとともに、既成市街地と調和した良好な住宅地の形成を図ります。さらに、既成市街地周辺の丘陵地などを活用

し、自然環境、防災対策に配慮しつつ、緑ゆたかな環境のなかで快適に暮らせる住宅地のまちづくりを進めます。

まちづくり方針図（中央西部地域）

- ・自然に囲まれた住環境の保全



(3) 中央北部地域

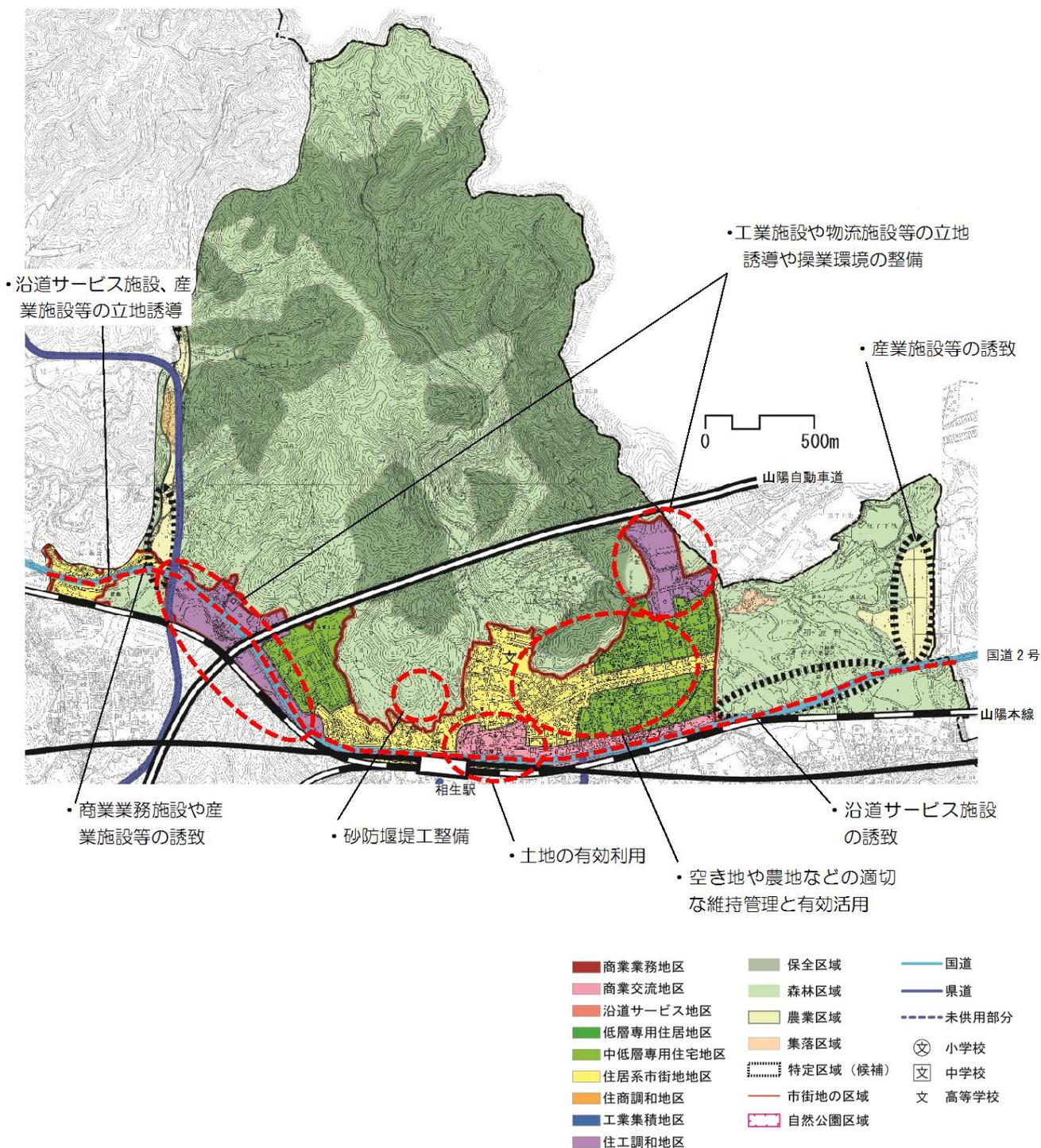
まちづくりのテーマ

交通利便性の高い良好な複合市街地のまちづくり

相生駅、幹線道路に近い交通利便性と整備された都市基盤を活かして、商業・サービス施設や住宅、工

業施設など多様な機能が適切に配置された、便利で良好な複合市街地のまちづくりを進めます。

まちづくり方針図（中央北部地域）



(4) 南部地域

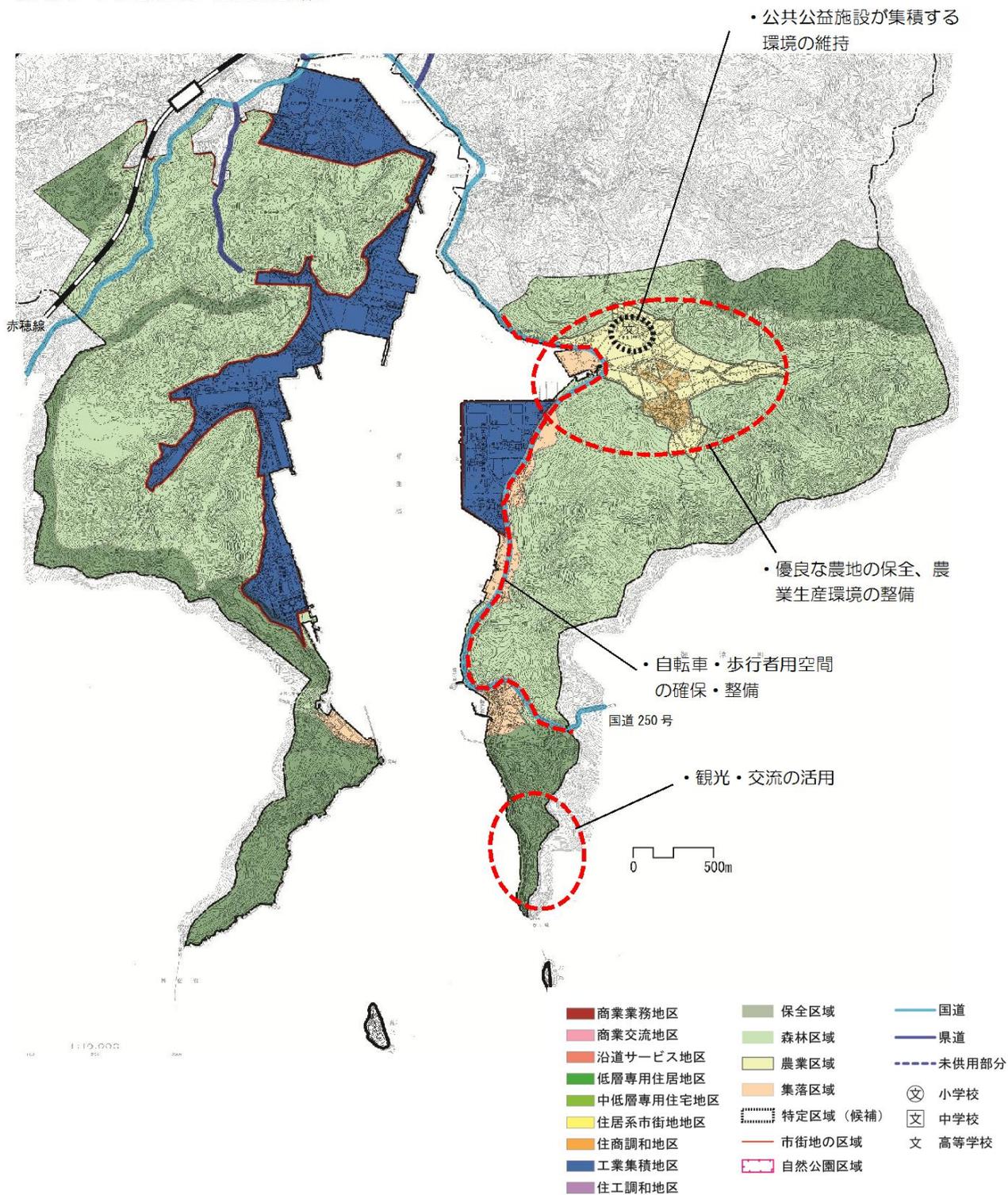
まちづくりのテーマ

自然、産業、暮らしなど多様な魅力のある海辺のまちづくり

海沿いの立地特性を活かしながら、海、山の豊かな自然環境や相生市の活力を牽引する工業地、海辺

の集落など、相生市ならではの多様な魅力が感じられるまちづくりを進めます。

まちづくり方針図（南部地域）



(5) 西部地域

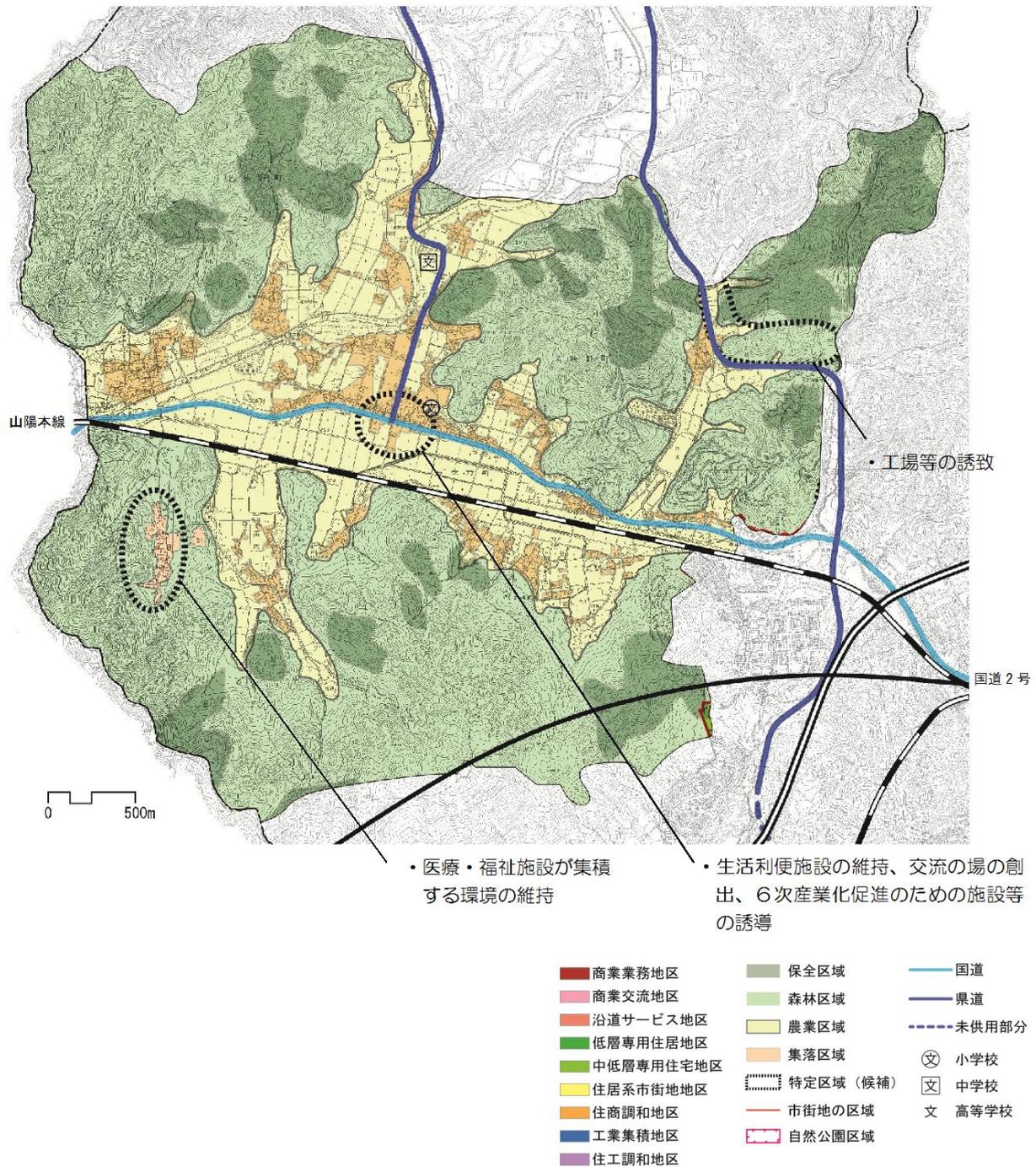
まちづくりのテーマ

農と住が調和した利便性のある暮らしやすいまちづくり

農業生産環境の整備、田園と集落の織り成す景観の保全を図りながら、幹線道路が通る交通の利点を

活かした交流機能、日常生活を支える機能を補い、暮らしやすいまちづくりを進めます。

まちづくり方針図（西部地域）



(6) 北部地域

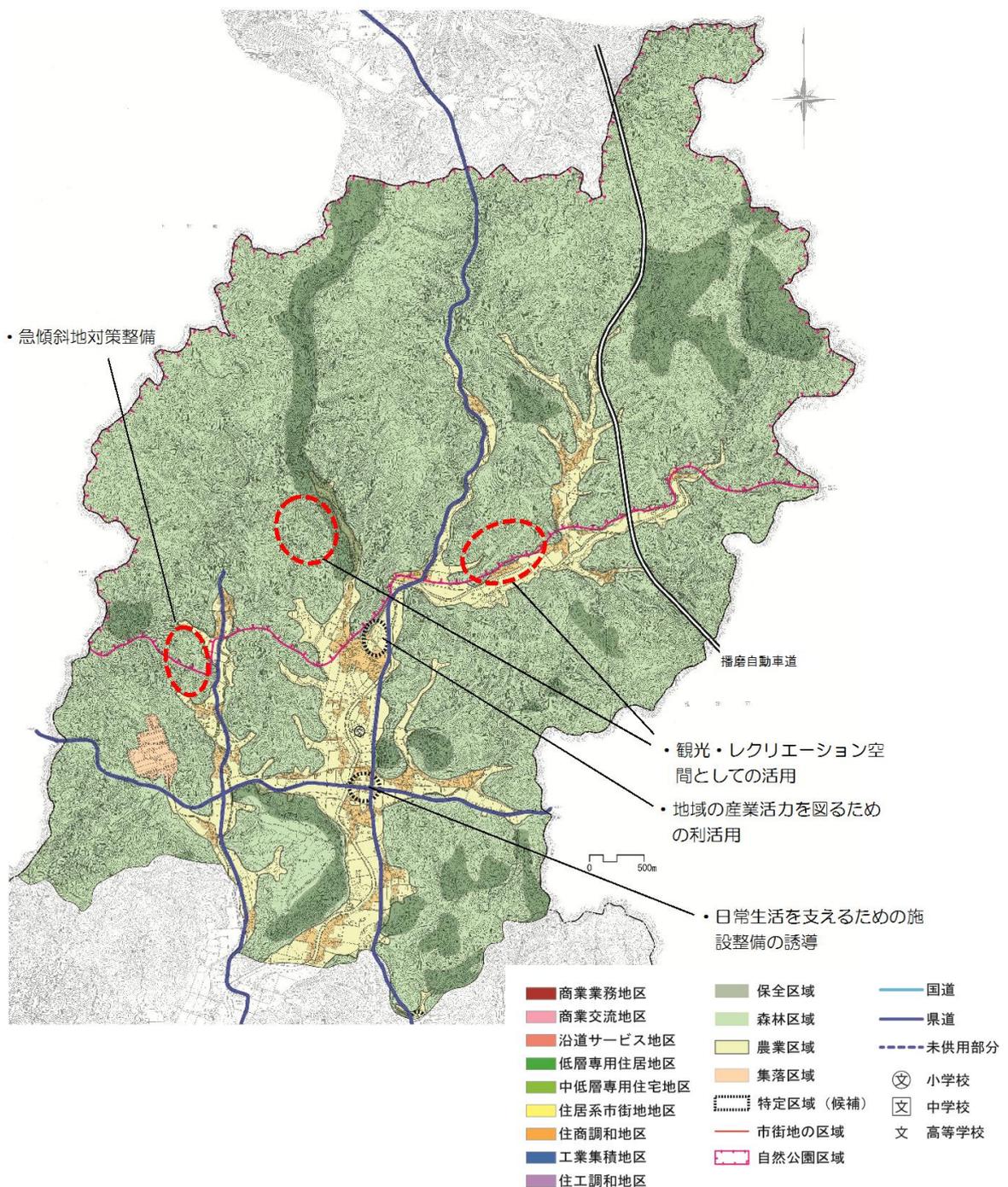
まちづくりのテーマ

豊かな自然環境や集落の魅力を活かした交流のまちづくり

田園・森林の豊かな自然環境を保全しながら、日常生活に必要な機能を補うとともに、都市農村交流を促進し、地域内外の人が豊かな自然環境、集落の魅力

を感じ、住み続けたい、訪れたいと思うまちづくりに取り組みます。

まちづくり方針図（北部地域）



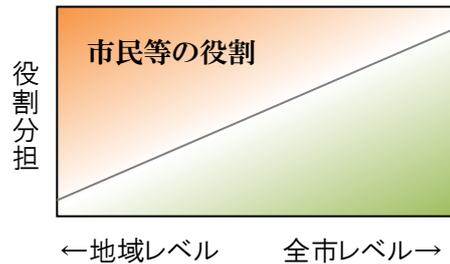
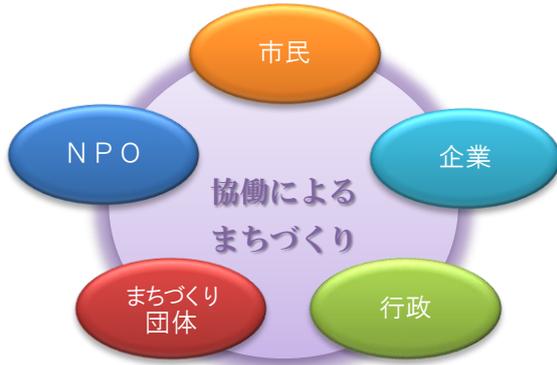
IV

都市づくりの推進方策

協働によるまちづくりの推進

これからの相生市のまちづくりは、相生市自治基本条例第4条の基本理念に基づき、市民等(市民・市内企

業に勤務する人・企業・NPO・まちづくり団体等)・行政が役割を分担し、協働してまちづくりを進めていきます。



都市計画マスタープランの進行管理

都市づくりは、長期的な見通しに立って取り組むものの、その目標の実現には時間を要するものがあります。本計画は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望し、都市計画の基本的な方針を示すものです。

目標を実現していく過程で適正に進行管理し、進捗状況を明らかにするとともに、必要に応じて、見直しを含む適切な政策判断を行う必要があるため、PDCAサイクルにより進行管理を行い、計画の実効性を高めます。

PDCA(計画—実行—点検—改善)サイクルイメージ

